

財団法人 千葉県民生委員・児童委員協議会 寄附行為

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、財団法人千葉県民生委員・児童委員協議会という。

(事務所の所在地)

第2条 この法人は、事務所を千葉県千葉市中央区千葉港4番3号千葉県社会福祉センターに置く。

(目的)

第3条 この法人は、要保護者に対する相談事業の推進、民生委員・児童委員の自主活動の充実進展を図るとともに、広く地域福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達するために次の事業を行う。

- (1) 要保護者に対する相談に関する事業の企画・実施
- (2) 民生委員・児童委員活動に関する調査研究並びに連絡調整
- (3) 民生委員協議会の育成指導
- (4) 民生委員・児童委員の互助共励に関する事業の実施
- (5) 社会福祉協議会活動への協力
- (6) 共同募金事業への協力
- (7) 民生委員・児童委員の資質向上等の県委託事業の実施
- (8) その他本法人の目的達成のために必要な事業

第2章 資産及び会計

(資産の構成)

第5条 この法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された財産
- (2) 寄附金品
- (3) 資産から生ずる収入

- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録中基本財産の部に記載された財産
- (2) 基本財産とすることを指定して寄附された財産
- (3) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した財産

3 運用財産は、基本財産以外の財産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産はこれを処分し、又は担保に供することができない。ただし、やむを得ない理由があるときは、理事会において総理事の 4 分の 3 以上の同意を得、かつ千葉県知事の承認を得てこれを処分し、または担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は、会長が管理し、その方法は、理事会の議決により決める。

2 基本財産のうち、現金は郵便官署若しくは確実な金融機関に預け入れ、信託銀行に信託し、又は国債、公債その他確実な有価証券に代えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第 9 条 この法人の経費は運用財産をもって支弁する。

(予算等)

第 10 条 この法人の事業計画及び収支予算は、年度開始前の日の 20 日以内に会長において作成し理事会の承認を得なければならない。

(決算等)

第 11 条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び収支決算書は、年度終了後 40 日以内に会長において作成し、監事の監査を経、理事会の承認を得なければならない。

2 会計の決算上余剰金を生じたときは次会計年度に繰り越すものとする。ただし、必要な場合はその全部又は一部を基本財産に編入することができる。

(会計年度)

第 1 2 条 この法人の会計年度は、毎度 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 3 1 日に終わる。

第 3 章 役員

(種別及び選任)

第 1 3 条 この法人に、次の役員を置く。

- | | | |
|-------|-------------------------|-------|
| (1) | 会長 | 1 人 |
| (2) | 副会長 | 3 人 |
| (3) | 理事 (会長及び副会長を含む。以下同じ。) | 1 4 人 |
| (4) | 監事 | 2 人 |

2 理事及び監事は、評議員会の推薦により会長が委嘱する。

3 会長及び副会長は、理事の互選により定める。

4 監事は、この法人の理事・評議員・職員及び、これらに類する他の職務を兼務することができない。

(職務)

第 1 4 条 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 会長は、この法人を代表し会務を統括する。

3 副会長は、会長を補佐し会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは会長があらかじめ指名する副会長が順次会長の職務を代行する。

4 監事は、民法第 5 9 条に規定する職務を行う。

(任期)

第 1 5 条 役員任期は 3 年とする。ただし、補欠役員任期は前任者の残任期間とする。

2 役員は、再任されることができる。

3 役員は、辞任し、又は任期が満了した場合においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(解任)

第 1 6 条 役員に役員としてふさわしくない行為があったときは、理事会にお

いて総理事の4分の3以上の同意により解任することができる。

2 前項の規定により役員を解任しようとするときは、解任を行う理事会において、その役員に弁明の機会を与えなければならない。

第16条の2 この法人に顧問3人以内を置くことができる。

2 顧問は、学識経験者又は本協議会に功労のあった者のうちから、理事会並びに評議員会の同意を得て、会長が委嘱する。

3 顧問は重要な事項について会長の諮問に応え、又は会議に出席して意見を述べることができる。

第4章 理事会

(機能)

第17条 理事会は、この寄附行為に別に規定するもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画の決定
- (2) 収支予算の決定
- (3) 事業報告の承認
- (4) 収支決算の承認
- (5) その他この法人の運営に関する重要な事項

(招集)

第18条 理事会は、会長が招集する。

2 役員から会議の目的たる事項を示して請求があったときは、会長は速やかに理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するには、理事に対し、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、あらかじめ文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第19条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第20条 理事会は、理事の3分の2以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第21条 理事会の議事は、この寄附行為に別に規定するもののほか出席理事の過半数の同意をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(書面表決等)

第22条 やむを得ない理由のために会議に出席できない理事は、あらかじめ議案として通知された事項について、書面をもって表決し、又は他の理事を代理人として表決を委任することができる。この場合において、前2条及び次条第1項第3号の規定の摘要については、出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 会議の日時及び場所
- (2) 理事の現在数
- (3) 会議に出席した理事の氏名
- (4) 議決事項

2 議事録には、議長のほか、出席した構成員のなかからその会議において選出された議事録署名人2人以上が署名しなければならない。

第5章 評議員会

(評議員および評議員会)

第24条 この法人に39名以上45名以内の評議員を置き、評議員会を組織する。

2 評議員は、市町村の民生委員・児童委員から推薦された者を会長が委嘱する。

3 評議員には、第15条の規定を準用する。この場合、同条の規定中「役員」とあるのは「評議員」と読み替えるものとする。

4 評議員会は、会長が招集する。

5 評議員会に議長を置き、議長はそのつど評議員の互選で定める。

6 会長は、総評議員の3分の1以上の評議員から会議に付議すべき事項を示して評議員会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から20日以

内に、これを招集しなければならない。

7 評議員会は、総評議員の過半数の出席がなければ、その議事を開き、議決することができない。

8 評議員会の議事は、出席評議員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第25条 評議員は、この寄附行為に定めるもののほかこの法人の業務、若しくは財産の状況又は役員の業務執行状況について役員に対して意見を述べ、又はその諮問に応ずることができる。

第6章 会員

第26条 この法人は会員を置くことができる。

2 会員に関する規定は、別にこれを定める。

第7章 事務局

(事務局)

第27条 この法人の会務を処理するために事務局を設ける。

2 事務局に関する規定は、別にこれを定める。

第8章 部会

(部会)

第28条 この法人の事業の運営に資するため、問題別研究部会を設けることができる。

2 部会に関し必要な事項は、別にこれを定める。

第9章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第29条 この寄附行為は、理事会において総理事の4分の3以上の同意を得、千葉県知事の認可を受けなければ変更することができない。

(解散及び残余財産の処分)

第30条 この法人は、民法第68条第1項第2号から第4号までに規定する事由によるほか、理事会の議決により解散する。

2 理事会の議決に基づいて解散する場合は、総理事の4分の3以上の同意を得なければならない。

3 解散の時に在する残余財産は、理事会の議決を経、かつ、千葉県知事の許可を得てこの法人と類似の目的をもつ団体に寄附するものとする。

第10章 雑則

(委任)

第31条 この寄附行為の施行について必要な事項は、理事会の議決を得て別に定める。

附則

1 この法人の設立当初の役員は、第13条第2項及び第3項の規定にもかかわらず設立者の定めるところによるものとし、その任期は、第16条第1項の規定にかかわらず昭和61年11月30日までとする。

2 この法人の設立初年度及び次年度の事業計画及び収支予算は、第19条並びに第17条第1号及び第2号の規定にかかわらず、設立者の定めるところによる。

3 この法人の設立当初の会計年度は、第12条の規定にかかわらず、設立許可のあった日から昭和60年3月31日までとする。

4 平成2年1月17日 一部改正

5 平成20年5月30日 一部改正

6 この規定は、平成23年1月23日から施行する。